



土浦市監査委員告示第8号

令和4年3月25日に提出された地方自治法（昭和22年法律第67号）
第242条第1項の規定に基づく住民監査請求について、同条第5項の規定
に基づき監査を行ったので、同項の規定によりその結果を別添のとおり公表
する。

令和4年5月24日

土浦市監査委員 藤 田 雪 絵
土浦市監査委員 内 田 卓 男



住民監査請求監査結果

第1 住民監査請求の内容

1 請求人

住所 土浦市（省略）

氏名 （省略）

2 措置請求書の提出

令和4年3月25日に請求人から地方自治法（昭和22年法律第67号。以下「法」という。）第242条第1項の規定に基づく土浦市職員措置請求書（以下「措置請求書」という。）が提出され、同日これを収受した。

3 本件請求の要旨

請求人から提出された措置請求書による請求（以下「本件請求」という。）の要旨は、次のとおりであると理解した。なお、後述の補正の結果を踏まえ、記載する。

(1) 本件請求の対象 土浦市長及び市民生活部市民活動課長五来顕

(2) 対象の会計行為

令和2年度に土浦市地区長連合会補助金交付要項（以下「本件要項」という。）に基づき、土浦市地区長連合会（以下「地区長連合会」という。）に交付した補助金（以下「本件補助金」という。）のうち大鷲ブロック会（以下「ブロック会A」という。）及び八幡ブロック会（以下「ブロック会B」という。）（以下これらを「本件ブロック会」という。）の調査研修事業に該当するものとして研修費等の支出を認めたこと。

(3) 対象行為の不当性

本件要項に基づき地区長連合会に概算払いされた本件補助金のうち「ブロック会調査研修事業」に該当するものとして研修費等の支出を認めたことが次の理由により不当である。

① ブロック会Aについては、研修会を中止したとしながら研修費等を支出している。

② 本件ブロック会は、ブロック会調査研修事業に該当すると認められる事業を行っていない。

③ 本件ブロック会は、補助金の額の確定の審査に必要な会計書類を提出していない。

(4) 発生した損害の内容

本件ブロック会が研修費等に補助金を充当したことは、不当な補助金の支出に当たるため、ブロック会Aが研修費等として支出した69,500円及びブロック会Bが研修費等として支出した72,520円が市の損害に当たる。

(5) 措置請求内容

本件補助金について、本件ブロック会が研修費等に補助金を充当したことは、不当な補助金の支出に当たるため、土浦市長は、本件補助金に係る額の確定を取り消し、地区長連合会に対しブロック会Aが研修費等として支出した69,500円及びブロック会Bが研修費等として支出した72,520円の返還を命ずるよう求める。

4 事実を証する書面（事実証明書）

措置請求書に添付された事実証明書は、次のとおりである。（いずれも写しである。）

- (1) 資料1 令和2年度土浦市地区長連合会ブロック会補助事業清算書
- (2) 資料2 令和2年度大鷲会収支決算報告書
- (3) 資料3 令和2年度大鷲会事業報告書
- (4) 資料4 土浦市地区長連合会ブロック会補助事業実績報告書
- (5) 資料5 土市活第21号
- (6) 資料6 令和2年度土浦市地区長連合会ブロック会補助事業清算書
- (7) 資料7 令和2年度八幡会収支報告書
- (8) 資料8 令和2年度事業実施報告書
- (9) 資料9 土浦市地区長連合会ブロック会補助事業実績報告書
- (10) 資料10 土市活発第22号

5 本件請求の要旨の通知

法第242条第3項の規定により令和4年4月5日付けで本件請求の要旨を市議会及び市長に通知した。

第2 要件審査

請求人は、前述のとおり、本件ブロック会が研修費等に補助金を充当したことに係る補助金の交付額の確定が不当か否かの判断を監査委員に求めており、当該補助金は、概算払いにより交付され、令和3年3月31日付けの土浦市地区長連合会補助金額確定通知書によって、その交付額の確定をしたもので、当該交付額の確定を対象行為とする請求であると推察される。

補助金の交付額の確定に係る行為について、令和3年9月10日佐賀地方裁判所判決では、

「額の確定は、概算払においても、普通地方公共団体内部における確認的な行為にすぎないのであって、それ自体は法第242条第1項の違法若しくは不当な「公金の賦課若しくは徴収若しくは財産の管理」には該当しないから、監査請求又は住民訴訟の対象となる財務会計上の行為ではない。」とされていることから、住民監査請求の対象行為には該当しない。

一方、請求人は、不当な補助金の支出を原因として、補助金の返還を求めていることから、財産（債権）の管理を怠る事実を対象行為とする請求と捉えることができる。

この場合、上述のとおり、請求人は、財務会計上の行為ではない補助金の交付額の確定について判断を求めていることから、いわゆる真正怠る事実該当することになり、法第242条第2項の規定の適用がないものとして住民監査請求の対象となる。

このようなことから、本件請求は、財産（債権）の管理を怠る事実を対象行為とする住民監査請求であると判断した。

第3 本件請求の受理

本件請求は、法第242条第1項に規定する住民監査請求の要件を満たしていることから、令和4年4月5日に本件請求を正式に受理することを決定し、同月6日付けで請求人にその旨を通知した。

第4 監査の実施

1 請求人の証拠の提出及び陳述

法第242条第7項の規定に基づき、請求人に証拠の提出及び陳述の機会を付与するため、令和4年4月6日付けで請求人にその旨を通知した。

請求人からこれらを希望する旨の回答があったことから、令和4年4月18日にその機会を設けた。

(1) 措置請求書の補正の申出及び陳述口述原稿の提出

請求人から次の措置請求書の補正の申出及び陳述口述原稿の提出があった。

ア 令和4年4月15日付け 措置請求書の補正の申出

イ 令和4年4月18日付け 意見陳述口述原稿（添付書類1件を含む。）

(2) 陳述の要旨

請求人が陳述した内容は、おおむね次のとおりである。

- ア 土浦市長は、令和3年3月31日、本件補助金の額の確定を行っているが、その補助金の額の確定に関して、地区長連合会会長が提出した実績報告の内容には、法232条の2及び交付規則第8条ほかの規定に反するものがあるため、土浦市長は交付規則に基づき、本件補助金の額の確定を取り消し、地区長連合会会長に対し、ブロック会Aの研修費等69,500円及びブロック会Bの研修費等72,520円の全額の返還を命ずるよう求める。
- イ ブロック会Aは、調査研修事業に対する補助金112,000円の交付を概算払で受け、決算額として研修費等69,500円を計上し、摘要欄に研修会は、開催を中止したとし、ほかに調査研修事業に関連した記載がなく、補助金の対象となる調査研修事業を行わなかったと自ら認めていながら、実績報告書に記載された全2回の調査研究及び研修に係る事業を補助事業とみなして計上している。
- ウ ブロック会Aが行った調査研究及び研修に係る事業の内容は、土浦市への要望事項の取りまとめ、地区長変更、役員変更及び行事予定変更の調整、関係団体及び町内活動報告及び情報交換等であって、地区長同士の打合わせや連絡調整のための会議会同に過ぎない。
- エ ブロック会Aの実績報告書にある町内事情の意見交換、町内会活動の運営、町内を越えた地域の問題の意見交換、隣接する地域間の親睦も会議や会同の結果に過ぎず、調査研究及び研修に係る事業の効果とすることは不当である。
- オ ブロック会Aの議題の中には、本来の地区長業務以外のものも多数含まれており、調査研究及び研修の効果と言っているのは、地区長業務以外のものまで含めた打合わせや連絡調整や親睦のための会議会同に過ぎないのであって、補助金の対象とするブロック会調査研修事業には当たらない。
- カ 調査研修事業の対象となる経費については、令和4年2月10日付で公開された関係人調査調書で会場借り上げ料から書籍等まで認められるとしているが、ブロック会Aは、領収書等会計証拠書類を一切提出しておらず、69,500円の使途がブロック会調査研修事業の対象となる経費として正当とは認められない。
- キ 令和2年度、ブロック会Bは、調査研修事業に対する補助金として、77,000円の概算払を受け、決算額として研修費等72,520円を補助事業清算書に計上し、収支報告書から、それが研究・会議及び情報交換費46,760円と（臨時）研究・会議及び情報交換費25,760円の和であり、実績報告書で令和2年4月4日の定例会、令和2年8月22日の定例会と令和3年3月27日の定期総会がその対象であるが、その内容は、地区長同士の打合わせや連絡調整のための単なる会議会同に過ぎず、ブロック会調査研修事業とは認められない。
- ク ブロック会調査研修事業の対象となる経費について、ブロック会Bは、領収書等の会計証拠書類を提出しておらず、72,520円の使途がブロック会調査研修事業の対象となる経費として正当に審査されたとは認められない。

ケ 本件ブロック会が行った関係団体、町内活動及び情報交換等、地区長変更、役員変更、行事予定変更、土浦市への要望事項検討は町内会長を兼ねた地区長の本来の職務であり、そのための地区長報酬があり、会議を殊更に調査研修としているが、本市は地区長連合会運営事務事業に17万円を補助しており、会議にはこの補助金を充てればよく、調査・研修のための補助金を充てることはない。

コ 関係人調査調書の質疑において、監査対象機関は当該団体補助に限らず本市の団体補助については、あまり具体的な例示がされていないとしながら、監査対象機関が所掌する土浦市協働のまちづくりファンド（ソフト）事業では、補助の対象となる経費やその執行条件を具体的に指定し、その上で本市の団体補助については、あまり具体的な例示がされていないと発言するとは、全く不適切な発言と言わざるを得ない。

サ 平成30年度の土浦市補助金等検討委員会の提言書に「補助金の財源は市民の税金であることから、制度の運用に当たっては、常に公益性、公平性、明確性と市民への説明責任が求められ、その制度や運用には透明性が確保されている必要がある。補助金申請書及び実績報告書など、補助金の一連の手續に係る書類は、補助金制度にとって極めて重要なものであることから、分かりやすい内容で、経理の区分が明確なものであるよう、改善することが必要である。」とあるが、監査対象機関は、逆を行っている気がするし、この提言を読んでいるのか、これをどう考えているかと疑問に思う。

2 監査の対象事項

措置請求書の記載内容から監査の対象事項を次のように判断した。

- (1) 本件ブロック会が実施した調査研修事業が「ブロック会調査研修事業」に該当するものとして、本件補助金の額を確定したことが適切であるか。
- (2) 本件ブロック会が実施した調査研修事業が「ブロック会調査研修事業」に該当するものとして本件補助金の一部を充当した部分について、市長及び市民生活部市民活動課長五来顕が地区長連合会に対する返還請求権の行使を怠っているか、その前提として、本件補助金の交付決定を取り消し、本件補助金の返還請求権を発生させるべき事実があるか。

3 監査対象機関 市民生活部市民活動課

4 関係書類の提出及び関係人の調査

法第199条第8項の規定により監査対象機関に対し関係人の出頭を求め、関係人について調査し、帳簿、書類その他の記録の提出を求め、及び関係人に意見を聴くための調査を実施した。

- (1) 調査日時 令和4年4月18日 午後3時から
- (2) 関係人 市民生活部市民活動課長、市民協働室長及び係員
- (3) 令和3年12月23日に提出のあった資料
(本件請求以前に本件補助金に係る住民監査請求の監査のために提出のあったもの)
- 提出資料1 令和2年度土浦市地区長連合会補助金の交付決定について(起案)【市】
- 提出資料2 令和2年度土浦市地区長連合会補助金の概算払について(起案)【市】
- 提出資料3 令和2年度土浦市地区長連合会補助金の額の確定について(起案)【市】
- 提出資料4 支出に係る帳票(支出負担行為票、支出命令書(概算払)及び精算書)【市】
- 提出資料5 令和2年度土浦市地区長連合会補助金交付申請書の提出について(起案)
【地区長連合会】
- 提出資料6 令和2年度土浦市地区長連合会補助金概算払請求書の提出について(起案)
【地区長連合会】
- 提出資料7 令和2年度土浦市地区長連合会ブロック会補助金(調査研修事業)の配分
および交付について(起案)【地区長連合会】
- 提出資料8 令和2年度補助事業実績報告書及び補助金概算払い精算書の提出について
(起案)【地区長連合会】
- 提出資料9 地区長連合会ブロック会事業補助金交付申請書【地区長連合会】
- 提出資料10 土浦市地区長連合会ブロック会補助事業実績報告書【地区長連合会】
- (4) 令和4年4月18日に提出のあった資料
- 提出資料11 本件ブロック会から提出された領収書等
- (5) 聴取内容の要旨
- 関係人である市職員から聴取した内容は、おおむね次のとおりである。

ア 地区長は町内会長を兼ねることが多いのが実情であり、新型コロナウイルス感染症により県外への移動を伴う調査研修事業の実施が困難なことから、監査対象機関では、飲食費を除くものでブロック会の会議等に要する用品を補助することも認めている。

イ 補助金の額の確定を行うに当たり、ブロック会からは実績報告書等が提出されているが、各ブロック会の独自性と裁量に委ねているため、領収書については提出をさせていない。

ウ 請求人がブロック会Aの行った調査研究・研修は、ブロック会の調査研修事業には当たらないと主張していることについて、ブロック会Aからの実績報告書でブロック会の会議で補助金を使用したとの報告を受けており、本件請求を受け、改めてブロック会Aに会議に要する用品の購入の確認をし、その領収書を監査事務局に提出しており、監査対象機関としては、会議に要する用品の購入を認めているため、不当な支出ではなかったと認識している。

- エ 請求人がブロック会Aの補助金に係る会計証拠書類の提出がないと主張していることについて、本件請求を受け、改めてブロック会Aにブロック会の会議に要する用品の領収書が確認できたことを監査委員に報告している。
- オ ブロック会Aの事務費以外の補助金の使途については、請求人からもブロック会調査研修事業に当たらないという主張があり、改めてブロック会Aに確認したところ、ブロック会Aの運営費に充当され、これは飲食代を含むもので、ブロック会Aの会費に係る部分と補助金に係る部分とを按分できないとのことであり、監査対象機関としても、ブロック会Aが飲食代に使用したとの事実を認め、ブロック会Aから補助金60,876円の返還の申し出もあったことから、早急に事務手続きを進め、措置が完了した段階で監査委員に報告する。
- カ 請求人がブロック会Bの行った調査研究・研修がブロック会の調査研修事業に当たらないと主張していることについて、調査のためブロック会Bに確認したところ、飲食代として補助金を支出したことが確認できる領収書の提出があり、監査対象機関としても、ブロック会の補助金にそぐわない内容の支出であったことを認めた。
- キ 請求人がブロック会Bの補助金に係る会計証拠書類の提出がないと主張していることについて、本件請求を受け、改めてブロック会Bに確認し、領収書が提出されたことを監査委員に報告している。
- ク ブロック会Bが飲食代に使用した補助金については、請求人からもブロック調査研修事業に当たらないという主張があり、改めてブロック会Bに確認し、ブロック会の会議にまつわる飲食代に使用したとのことで、会議内容としては、市へ提出する要望事項の検討及び町内会運営のための意見交換と実績報告書で確認できているが、監査対象機関としても、ブロック会Bが飲食代に使用したとの事実を認め、ブロック会Bから補助金72,520円の返還の申し出もあり、早急に事務手続きを進め、措置が完了した段階で監査委員に報告する。
- ケ ブロック会Aの補助対象となった経費のうち事務費の具体例について、監査対象機関は、資料の作成費等である。
- コ 本件ブロック会の最初に補助対象とした経費の内容について、監査対象機関は、ブロック会というのは地区長の集合体で地区長は町内会長を兼ねていることが多く、結果として町内活動の報告や情報交換を行っているのが実情で、今回の対象となっているブロック会の会議の内容が非常に公共性の高いものであったため、調査研修事業として補助金の交付を認めた。
- サ 領収書の提出を受けず、何によって補助金を充当する経費を確認したかについて、監査対象機関は、収支決算書を提出させており、収支決算書は各ブロック会から報告されるもので、信頼に値するものとして確認した。
- シ 領収書等の確認もせずに補助金の額の確定ができるかについて、監査対象機関は、これまで領収書の提出をもとめておらず、提出された収支決算書を信じていた。

- ス 会議の内容のうち地区長変更、役員変更、行事予定変更及び市への要望の検討が調査研修事業に当たるかについて、監査対象機関は、ブロック会Aが地域の課題を研究する研究協議情報交換会を実施しており、その開催に係る事務費であり、ブロックの問題解決のために必要な研修会等の費用を補助するものであるため、補助金とみなせると認識している。
- セ 会議の内容のうち地区長変更、役員変更及び行事予定変更は、その会の独自の変更事項であり、それも調査研修事業に該当するかについて、監査対象機関は、地区長の変更や役員の変更をはじめ、市への要望事項の検討など公益性の高いものを検討していることから、補助金を充当していると考えている。
- ソ ブロック会Aの収支決算報告書では、研修会は中止で会議費が補助対象になっていることについて、監査対象機関は、問題解決に資するものとして研修会学習会を行っているため、補助金としてみなせると認識している。
- タ 監査請求があった場合、当事者である地区長連合会等に情報を伝えているかについて、監査対象機関は、該当するブロックのブロック長や役員に聞き取りをする際に説明をしている。

(6) 関係人聴取後に提出された書面

令和4年5月13日付けで監査対象機関から次の事項を報告する書面の提出があった。

- ア ブロック会Aについて、令和4年4月26日にブロック会Aの会議に要する用品に係る費用を除く、60,876円の補助金の交付決定を取り消し、交付規則第17条第2項に規定する加算金を加えた額を請求し、同月27日にその納付があったこと。
- イ ブロック会Bについて、令和4年4月26日にブロック会Bに交付した72,520円の補助金の交付決定を取り消し、交付規則第17条第2項に規定する加算金を加えた額を請求し、同年5月10日にその納付があったこと。

第6 監査によって確認した事実

監査の結果、確認した事実は、以下のとおりである。

1 土浦市の補助金等の交付の原則

土浦市では、補助金等に係る予算執行の適正化を図ることを目的として交付規則を制定し、補助金等の交付の申請、決定その他の手続等に関する基本的事項を定め、市長の責務として、交付規則第3条第1項では「補助金等が法令等及び予算の定めるところに従って、公正かつ効率的に使用されるように努めなければならない。」とされ、同条第2項では「補助事業等の効果及び公益上の必要性を検討し、真に必要なものについてのみ予算に計上する」とさ

れている。

また、補助金の交付に当たっては、本件要項で、補助の目的、補助対象者、補助事業、補助率等を具体的に定め、公益上の必要性の判断基準を明らかにしている。

2 地区長連合会について

地区長は、市と住民との行政連絡を緊密にし、住民福祉の増進と市政の円滑な運営に資するため、土浦市地区長設置規則により設置され、職務として、市との連絡調整、市民の要望事項の取りまとめ等を行うこととされている。

市内全地区の地区長で構成されるのが地区長連合会であり、地区長連合会に各ブロック会が置かれている。

3 ブロック会Aの会議に要する用品の購入について

請求人がブロック会Aの行った調査研究・研修は、ブロック会の調査研修事業には当たらないと主張していることに対して、監査対象機関は、ブロック会Aからの実績報告書でブロック会の会議で補助金を使用したとの報告を受けており、本件請求を受け、改めてブロック会Aに会議に要する用品の購入の確認をし、その領収書を監査事務局に提出しており、監査対象機関としては、会議に要する用品の購入を認めているため、不当な支出ではなかったと認識している。

4 ブロック会Aの会議に要する用品の領収書について

請求人がブロック会Aの補助金に係る会計証拠書類の提出がないと主張していることに対して、監査対象機関は、本件請求を受け、改めてブロック会Aにブロック会の会議に要する用品の領収書が確認できたことを監査委員に報告している。

5 ブロック会Aの事務費以外の補助金の使途について

ブロック会Aの事務費以外の補助金の使途については、請求人からもブロック会調査研修事業に当たらないという主張があり、監査対象機関が改めてブロック会Aに確認したところ、ブロック会Aの運営費に充当され、これは飲食代を含むもので、ブロック会Aの会費に係る部分と補助金に係る部分とを按分できないとのことであり、監査対象機関としても、ブロック会Aが飲食代に使用したとの事実を認め、ブロック会Aから補助金60,876円の返還の申し出もあったことから、早急に事務手続きを進めて、措置が完了した段階で監査委員に報告する。

6 ブロック会Bの調査研究・研修について

請求人がブロック会Bの行った調査研究・研修がブロック会の調査研修事業に当たらないと主張していることについて、監査対象機関は、調査のためブロック会Bに確認したところ、

飲食代として補助金を支出したことが確認できる領収書の提出があり、監査対象機関としても、ブロック会の補助金にそぐわない内容の支出であったことを認めた。

7 ブロック会Bの調査研究・研修に係る領収書について

請求人がブロック会Bの補助金に係る会計証拠書類の提出がないと主張していることについて、監査対象機関が本件請求を受け、改めてブロック会Bに確認し、領収書が提出されたことを監査委員に報告している。

8 ブロック会Bの調査研究・研修に係る補助金の使途について

ブロック会Bが飲食代に使用した補助金については、請求人からもブロック調査研修事業に当たらないという主張があり、監査対象機関が改めてブロック会Bに確認し、ブロック会の会議にまつわる飲食代に使用したとのことで、会議内容としては、市へ提出する要望事項の検討及び町内会運営のための意見交換と実績報告書で確認できているが、監査対象機関としても、ブロック会Bが飲食代に使用したとの事実を認め、ブロック会Bから補助金72,520円の返還の申し出もあり、早急に事務手続きを進めて、措置が完了した段階で監査委員に報告する。

9 監査対象機関が執った措置について

ブロック会Aに交付した事務費以外の補助金60,876円及びブロック会Bに交付した補助金72,520円については、令和4年4月26日付けで本件補助金の交付決定の一部を取り消し、地区長連合会に対し、交付規則第17条第2項に規定する加算金を加えた額を請求したと監査対象機関から報告があった。

第7 判断

措置請求書、請求人の陳述、監査対象機関への説明聴取及び関係書類等の調査により確認した事実に基づき、次のとおり判断する。

1 本件請求後に監査対象機関が講じた措置について

監査対象機関が本件請求後にブロック会Aに交付した事務費以外の補助金60,876円及びブロック会Bに交付した補助金72,520円について、令和4年4月26日付けで本件補助金の交付決定の一部を取り消し、地区長連合会に対し、交付規則第17条第2項に規定する加算金を加えた額を請求したことにより、当該部分については、請求人が求める措置が講じられたことから、却下する。

2 監査の対象事項の（１）についての判断

監査の対象事項の（１）については、本件請求の一部を却下したことにより、ブロック会Aの事務費8,624円について、当該事務費が「ブロック会調査研修事業」に該当するものとして、本件補助金の額を確定したことが適切であるかを検証する。

請求人は、ブロック会Aが行った調査研究及び研修に係る事業の内容は、土浦市への要望事項の取りまとめ、地区長変更、役員変更及び行事予定変更の調整、関係団体及び町内活動報告及び情報交換等であって、地区長同士の打合わせや連絡調整のための会議会共に過ぎず、補助金の対象とするブロック会調査研修事業には当たらないとしている。

監査対象機関は、ブロック会Aからの実績報告書でブロック会の会議で補助金を使用したとの報告を受けており、本件請求を受け、改めてブロック会Aに会議に要する用品の購入の確認をし、その領収書を監査事務局に提出しており、監査対象機関としては、会議に要する用品の購入を認めているため、不当な支出ではなかったとし、ブロック会Aが地域の課題を研究する研究協議情報交換会を実施しており、その開催に係る事務費であり、ブロックの問題解決のために必要な研修会等の費用を補助するものであるため、補助金とみなせると認識しているとしている。

ブロック会Aの実績報告書及び監査対象機関から提出された領収書を確認すると、事務費8,624円は、7月27日に実施した研究協議会及び情報交換会の開催に要した費用であり、その議事内容は、市への要望事項、地区長変更、役員変更、行事予定変更、関係団体及び町内活動報告及び情報交換等であると認められる。

研究協議会及び情報交換会として、市への要望事項、関係団体及び町内活動報告及び情報交換等を行うためにブロック内の地区長が集まり、地域の課題等について検討することは、個々の地区長の資質の向上につながることもあると推察され、監査対象機関が地域の課題を研究する研究協議情報交換会を実施しており、その開催に係る事務費であり、ブロックの問題解決のために必要な研修会等の費用を補助するものであるため、補助金とみなせるとしたことも首肯し得るものであり、請求人が主張するようにブロック会調査研修事業に該当しない地区長変更等が議事に含まれてはいるものの、それによって、その研修の効果がなくなるというものではないため、研究協議会及び情報交換会に係る事務費に補助金を充当したことが不当であるとは言えない。

3 監査の対象事項の（２）についての判断

監査の対象事項の（１）についての判断のとおり、ブロック会Aが行った研究協議会及び情報交換会に係る事務費については、ブロック会調査研修事業に当たるものとして補助金を交付する理由があり、交付規則第16条第1項の規定により本件補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すべき事由があるとは認められない。

したがって、本件補助金について、地区長連合会に返還請求権が発生するものではないため、請求人の地区長連合会に補助金の返還を求めるべきという主張には理由がない。

4 結論

以上のことから、請求人の主張には理由がないことから、本件請求を棄却する。

第8 意見

監査の結果については、以上のとおりであるが、この結果を踏まえ、次のとおり意見を述べることとする。

監査の結果は、棄却となったものの、ブロック会Aに交付した事務費以外の補助金60,876円及びブロック会Bに交付した補助金72,520円については、本件請求を受け、監査対象機関が改めて調査した結果、返還を求めることになっており、当初の補助金の額の確定が不適切であったのは明らかであるため、今後は、補助金の使途やその領収書等を十分に確認し、このような事務処理をすることがないようにされたい。